

○都留市身体障害者自動車運転免許取得助成金交付要綱

(平成 19 年 3 月 30 日告示第 24 号)

改正 平成 25 年 3 月 30 日告示第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 77 条の規定に基づき、身体障害者の就労を容易にする等その積極的な社会参加を促進するために自動車運転免許の取得に要する経費について予算の範囲内で助成金を交付することに関し、都留市補助金等交付規則(昭和 61 年都留市規則第 28 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 この助成金の対象者は、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)第 23 条の規定による適正試験に合格し、免許を取得しようとする者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 都留市内に住所を有する者
- (2) 身体障害者手帳の障害の級別が 1 級又は 2 級の者(ただし、体幹機能障害にあつては 3 級以上、下肢機能障害にあつては 4 級以上の者)

(助成金の対象経費及び額)

第 3 条 助成金の対象経費は、前条に規定する対象者が、自動車教習所で免許の取得に要した経費(以下「教習料」という。)とする。

2 助成金の額は、教習料の額に 3 分の 2 を乗じて得た金額(その額が 10 万円を超えるときは、10 万円)とする。

(助成金の申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする対象者(以下次条において「申請者」という。)は、都留市身体障害者自動車運転免許取得助成金申請書(様式第 1 号)により、免許を取得する前までに市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上助成の可否を決定し、都留市身体障害者自動車運転免許取得助成金交付決定通知書(様式第2号)又は都留市身体障害者自動車運転免許取得助成金却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定日から1年以内に免許を取得するものとする。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

(実績報告)

第6条 交付決定者は、免許取得後30日以内に、都留市身体障害者自動車運転免許取得助成金実績報告書(様式第4号)により市長に報告するものとする。

(交付額の決定)

第7条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上助成金の額を決定し、当該実績報告書を提出した交付決定者に対し都留市身体障害者自動車運転免許取得助成金交付額決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(助成金の支払等)

第8条 助成金の支払いを受けようとする者は、前条の規定による通知を受けた後、都留市身体障害者自動車運転免許取得助成金請求書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書により助成金を支払うものとする。

3 市長は、助成金の交付状況を明らかにするために都留市身体障害者自動車運転免許取得助成金交付簿(様式第7号)を整理するものとする。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月30日告示第35号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

都留市身体障害者自動車運転免許取得助成金申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

都留市身体障害者自動車運転免許取得助成金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 5 条関係)

都留市身体障害者自動車運転免許取得助成金却下通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 6 条関係)

都留市身体障害者自動車運転免許取得助成金実績報告書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 7 条関係)

都留市身体障害者自動車運転免許取得助成金交付額決定通知書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 8 条関係)

都留市身体障害者自動車運転免許取得助成金請求書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 8 条関係)

身体障害者自動車運転免許取得助成金交付簿

[別紙参照]